

国家戦略特区法による実証実験に見る 遠隔服薬指導のメリットと今後の課題

オンライン診療は2015年から一定の条件下で開始され、2018年度の診療報酬改定で新たに評価されたことで、促進に向けた動きが見られる。一方で服薬指導においては、薬剤師法施行規定によりオンラインによる服薬指導は認められておらず、オンラインで診療を受けても、患者が薬局に足を運んだり薬剤師が患者宅を訪問して服薬指導を行わなければならないのが現状だ。そこで政府による国家戦略特別区域会議により、福岡市、愛知県、兵庫県養父市から提案された遠隔服薬指導が実証実験として認可され、2018年7月より順次実施されている。今回は、福岡市のきらり薬局名島店で実施されている遠隔服薬指導について、代表取締役の黒木哲史先生と、実務を行う原敦子先生にお話を伺った。

■ 健寿社会モデルのアクションとして 福岡市の登録事業所に認可

超高齢社会の到来にともない通院困難な患者さんが増加しており、在宅医療・介護のニーズは年々高まりを見せています。オンライン診療は促進に向けた動きがあるものの、服薬指導のオンライン化は認められていません。一方で、へき地や山間部、医療資源が限られているなど在宅訪問が困難な地域、また一人薬剤師の薬局など物理的に在宅訪問が難しい環境もあり、遠隔服薬指導の必要性が訴えられています。このような状況を鑑み、2018年から国家戦略特区の一部地域で、実証実験として遠隔服薬指導が始まりました。

きらり薬局名島店はそのひとつです。「福岡市は人生100年時代の健寿社会モデルをつくるため、2025年までに100のアクションを実践するとして『福岡100』を掲げています。そのアクションのひとつに国家戦略特区を活用した遠隔服薬指導があり、当社がもともと在宅訪問に力を入れていたので、登録事業所として認可を受けたのです」と黒木先生は経緯を説明します。

きらり薬局名島店は在宅訪問が業務の95%を占め、現在270名の在宅患者さんを抱えています。うち70名は個人宅と、薬剤師の負担は軽くありません。さらに志賀島をはじめとして、訪問に時間がかかるような遠隔地にも、現場薬剤師の要請で積極的に訪問しています。2018年7月、同薬局では遠隔服薬指導を開始しました。



福岡市東区に位置するきらり薬局名島店では業務の95%を在宅訪問が占める。常勤薬剤師4名で遠隔地の訪問も担う、地域医療に欠かせない存在である。



Hyuga Pharmacy 株式会社
きらり薬局 代表取締役

黒木 哲史 氏

■ 実施時間の調整がしやすいことと 支援者との情報共有がメリット

遠隔服薬指導が可能となる患者さんは表の通りです。実際の患者さんは全国でも6名(2019年2月現在)とまだ少数ですが、これはオンライン診療の許認可を取り、かつ実施している医療機関が少ないこと、へき地や離島などそもそも住民が少ない特区に居住している患者さんが対象のため、該当者が少ないことに起因します。

表：国家戦略特区における遠隔服薬指導の概要

薬剤師による対面での服薬指導義務の特例として、国家戦略特区内で実証実験的に、下記を満たす患者に対しテレビ電話による服薬指導(いわゆる遠隔服薬指導)が可能とされた。

- ① 離島、へき地に居住する患者
- ② 遠隔診療が行われている患者
- ③ 対面での服薬指導ができない場合

きらり薬局名島店が遠隔服薬指導を行う患者さんは2名。訪問すれば往復2時間ほどかかる志賀島在住のご夫婦で、連携している処方元の『たろうクリニック』でオンライン診療を受け、同薬局が在宅訪問を行っている患者さんです。月2回の服薬指導のうち

オンラインライブ

こんにちは。お顔の色は良さそうですね。今日は暖かいですが、鼻の具合(アレルギー)はいかがですか？

お薬の説明をしますね。飲む薬はいつもと同じです。こちらの目薬は朝・昼・夕の1日3回ですよ。もうひとつの方は1日1回、寝る前にさしてください。

お父さんの目薬は1日2回です。ですから間違えないでくださいね。

飲み薬は飲みすぎたり余ったりしていませんか？余っているようでしたら今度何った時に調整しますね。それではまた、よろしくお願いします。



【遠隔服薬指導の実例】きらり薬局名島店 ⇄ 志賀島

2019年2月6日、取り決めた15時に遠隔服薬指導を受ける準備ができているかを確認後、パソコンにインストールしたアプリを起動しオンラインによる服薬指導がスタート。患者さんはきらり薬局名島店から15kmほど離れた志賀島に住んでいる。ご夫婦とも遠隔服薬指導を受けており、この日は奥様の服薬指導が行われた。

1回を従来通り訪問し、もう1回をオンラインで行っています。ただし処方変更や急に薬が必要になった場合などは、遠隔服薬指導の予定であっても訪問するようにしています。

「カメラで映していただくので、モニター越しにむくみなども確認できますし、服薬指導自体は対面と遜色なく行うことができます。また、訪問では移動状況で予定時間がずれてしまうことがありますが、遠隔服薬指導ではご家族のご都合に合わせて時間を調整しやすい。支援者と服薬指導の内容を共有できるのも安心につながります」と、原先生は遠隔服薬指導のメリットを挙げます。

■ 訪問による対面服薬指導が基本 遠隔服薬指導は補完的位置づけ

同薬局の遠隔服薬指導はこれまで問題なく行われてきましたが、7月から5回実施して見えてきた課題もあります。支援者と情報が共有できるのはメリットですが、支援者がいないと高齢の患者さんだけでは機器を操作できないという逆の課題もあります。また訪問時には、部屋の様子など生活環境や残薬の有無を確認したり、お薬手帳にシールを貼ったりできますが、それが遠隔服薬指導ではできません。「アプリのアップデートがうまくできていなかったため、急遽通常の訪問に切り替えたこともあります。また、患者さん宅は食堂を営まれてお忙しく、特に夏場の繁忙期には、ご家族の時間調整が難しいこともやはりありました。それでも時間をつくっていただけたのは、従来の訪問で家族関係や生活環境などがわかっており、信頼関係が築けていたからだだと思います」と原先生は、オンラインによる遠隔服薬指導であっても、患者さんや支援者との信頼関係が重要だと強調します。

さらに、オンライン診療から遠隔服薬指導、さらに患者さんに実際に薬が届くまでのタイムラグの問題もあります。遠隔服薬指導に必要な特定処方箋の原本を受け取ることができるのはオンライン診療の2日後、さらに遠隔服薬指導から数日後に薬が患者さん宅に届くという流れです。「遠隔服薬指導は、患者さんの状態が安定して処方変更がないような場合には適していると思いますが、現状では対面による服薬指導の補完的な位置づけだと考えています」(原先生)。

■ 遠隔服薬指導であっても 薬剤師の基本はコミュニケーション

「現在の患者さんはご家族のサポートで実施していますが、独居



きらり薬局
福岡第5エリア長
緩和薬物療法認定薬剤師

原 敦子 先生

の高齢者の場合は、訪問看護師やヘルパーさんと時間を調整して実施することも可能だと思います。遠隔服薬指導は従来の訪問の延長線上のもので、オンラインだからといって特別なスキルは必要ないのです。通常の業務と同様、コミュニケーションや患者さんとの信頼関係が大切です。薬剤師と患者さん、というより人と人との関係です」と、薬剤師にとって遠隔服薬指導は特別なものでないという原先生。黒木先生も「オンラインであっても、患者さんだけでなくあらゆる職種と連携し、よりよい療養環境をつくっていく必要があることには変わりはありません」と、求められるのはやはり薬剤師業務の基本となるコミュニケーションだと語ります。

遠隔服薬指導は現在、地域と対象を限定した実証実験として行われていますが、今後は3地域からの実施データをもとに現実的な遠隔服薬指導の指針が検討される予定です。「実証実験の結果次第では、一人薬剤師で在宅に行けなかったような薬局などにも広がっていく可能性があります。医療も介護もマンパワーが不足している状況です。それを解消する一助となるならば、遠隔服薬指導も有用な取り組みのひとつではないでしょうか。当社では薬局は社会インフラと考え、24時間365日いつでも患者さんに薬を届けることを目指しています。それを担うのが在宅の薬剤師です。遠隔服薬指導のようにICTの活用などで今まで対応できなかったことができるようになれば、薬局と薬剤師の付加価値は上がり、より社会に貢献できるきっかけにもなるのです」。黒木先生は在宅訪問や遠隔服薬指導の向こうに、薬局と薬剤師のあるべき将来を見据えています。